

京都市告示第163号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の37の規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和3年6月3日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者
株式会社 アドナース（代表取締役 鎌田 智広）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地
京都市西京区大原野西境谷町二丁目14番地10
- 3 事業所の名称
アドナース京都相談支援事業所
- 4 事業所の所在地
京都市西京区大枝沓掛町1-19
- 5 指定する事業の種類
障害児相談支援事業
- 6 指定年月日
令和3年6月1日
- 7 事業所番号
2674000274

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）